

内閣府同時発表

平成21年10月29日

冬季の省エネルギー対策について

～ 11月から3月は冬季の省エネキャンペーン～

11月から3月までの期間において、冬季の省エネルギー対策を促進するため、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議を開催し、冬季の省エネルギー対策についての各省申し合わせを行いました。冬はエネルギー消費が増加する季節です。暖房中の室温は、原則20度を徹底し、暖房が過度にならないよう気をつける等の省エネルギー対策を実践しましょう。

1. 省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議は、関係政府機関で構成され、エネルギー消費が増加する夏と冬が始まる前に開催されており、本年は、別添のとおり「冬季の省エネルギー対策について」の各省庁申し合わせを行いました。
2. 本申し合わせには、暖房中の室温は20度を徹底し、暖房が過度にならないよう気をつける等の省エネルギーの実践項目が含まれており、政府は、国民に省エネルギー対策の実践についての協力を呼びかけます。特に、来年4月に施行される「エネルギーの使用の合理化に関する法律を改正する法律」(平成21年4月から一部施行)の周知徹底、白熱電球から電球形蛍光灯への切替え等を対策に盛り込んでいます。
3. 政府自らも率先して、暖房中の室温19度を徹底すること、ウォーム・ビズを励行すること、業務上支障のない範囲で消灯する等の省エネルギーの実践に取り組みます。また、可能な限り庁舎等に太陽光発電の導入を図ること、白熱電球を原則全廃し電球形蛍光灯への切替えること等を盛り込んでいます。

(添付資料)

別添：「冬季の省エネルギー対策について」

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー部局政策課長
増山 壽一

担当者：土屋、辻

電話：03-3501-1511(内線 4531~6)

03-3501-1728(直通)